

恵庭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月18日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第10号

恵庭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

恵庭市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第6条（略） （審査申出人の口頭による意見陳述） 第7条（略） 2（略） 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 （1）～（3）（略）	第1条～第6条（略） （審査申出人の口頭による意見陳述） 第7条（略） 2（略） 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名____しなければならない。 （1）～（3）（略）
第8条～第15条（略）	第8条～第15条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。